

(別紙様式2)

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：香川県
 農業委員会名：観音寺市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成28年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,400	473				2,873
経営耕地面積	1,674	229	73	153	3	1,903
遊休農地面積	12	3				15
農地台帳面積	2,360	838				3,198

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	3,067
自給的農家数	1,091
販売農家数	1,976
主業農家数	413
準主業農家数	377
副業的農家数	1,186

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3,340
女性	1,629
40代以下	324

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	355
基本構想水準到達者	197
認定新規就農者	15
農業参入法人(一般法人)	0
集落営農経営	7
特定農業団体	4
集落営農組織	3

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 31 年 3 月 31 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	12
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	
40代以下	—	2
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	29	29	19

※現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成28年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,873 ha	1,193 ha	41.5%
課 題	利便性の悪い小規模農地が多い中で、担い手への集積率向上を加速化するのは困難である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成28年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
1,223.0 ha	1,172.0 ha	-21.0 ha	95.8%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理事業による権利設定等を増加させるため、市のホームページや広報紙等を活用し、制度や集積によるメリット等の周知、貸付・借受希望者の募集を行う。 農地集積専門員との連携により、年間を通して、担い手への農地利用集積に向けたあっせん活動を行う。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> 市広報紙6月号で、農地機構活用に際する借受希望者の募集を行った。 平成29年1月発行の農業委員会だよりで、農地機構の貸借事業と売買事業のメリット等を紹介した。 農地集積専門員へ不作付地等の情報、借り受け可能な人材を紹介した。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	<p>集積面積が減少しているのは、担い手個人の面積とその一部が集まる特定農業団体が扱う特定農作業受託面積との重複分が除外されたものであり、実質的には、目標以上の成果を得た。(目標30ha→集積44ha)</p> <p>しかし、昨年9月23日に策定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に掲げた目標を達成させるため、目標数値を上げる必要がある。</p>
活動に対する評価	<p>広報媒体を活用した農地中間管理事業の普及推進により、農業者の認知度が向上し、機構登録者が増加した。また、農地集積専門員に対する人と農地の情報提供により、新規集積面積が増加した。</p>

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	25年度新規参入者数	26年度新規参入者数	27年度新規参入者数
	4 経営体	6 経営体	4 経営体
	25年度新規参入者が取得した農地面積	26年度新規参入者が取得した農地面積	27年度新規参入者が取得した農地面積
	0.0 ha	0.1 ha	0.0 ha
課題	担い手の高齢化や後継者不足により、地域農業の担い手が減少しており、地域の実情に合わせて担い手の育成・確保を図っていく必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成28年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
5 経営体	0 経営体	0.0% %
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
0.0 ha	0.0 ha	0.0% %

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	就農相談があった場合は、関係機関と連携して協議を行い、きめ細かな就農の支援・指導に取り組む。
活動実績	関係機関との事前協議により就農支援の体制を整えていたが、就農相談が無かった。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	過去の実績から設定した目標数値は過大であったため、見直しが必要である。
活動に対する評価	就農相談が無かったため、支援・指導が行えなかった。 関係機関との協議により、啓発方法等の検討が必要である。

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成28年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,888 ha	15.0 ha	0.5%
課 題	遊休農地の多くは、生産性・効率性が悪く、担い手への利用集積に結び付けにくい。また、県外在住者の所有農地について、荒廃化する前に権利設定・移転を行う必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成28年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
1.0 ha	-3.0 ha	-300.0%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	調査方法 農地利用最適化推進委員が中心となり、農業委員と事務局職員の共同のもと、市内全域を班編成により利用状況調査を行う。 ①平坦部の調査 7月～8月 ②山間部の調査 10月～11月	51 人	7月～11月
農地の利用意向調査	調査実施時期:11月～12月			
その他の活動	市のホームページや広報紙等を活用し、発生の防止と解消を呼びかける。			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		52 人	7月～8月	7月～9月
	農地の利用意向調査	調査実施時期 9月～1月	調査結果取りまとめ時期	1月～2月
		第32条第1項第1号 調査数: 263筆 調査面積: 13.8ha	第32条第1項第2号 調査数: ー 筆 調査面積: ー ha	第33条 調査数: ー 筆 調査面積: ー ha
その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> 市広報紙7月号で、荒廃農地調査の周知と農地の適正管理を呼び掛けた。 平成29年1月発行の農業委員会だよりで、荒廃農地の現状と苦情相談の内容を伝えるとともに、課税強化による固定資産税の上昇を周知した。 			

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	遊休農地所有者に対する戸別訪問指導等により従来分の多くが解消されたが、一方で遊休農地の洗い出しによる新規発生により、結果として3ha増加した。厳しい現状にあるが、昨年9月23日に策定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に掲げた目標を達成させるため、目標数値を上げる必要がある。
活動に対する評価	<p>利用状況調査について、現状の推進委員・農業委員・事務局職員の3人一組での体制は、共通認識と誤り防止が図れた。</p> <p>利用意向調査について、郵送での回答率が低いため、調査方法の検討が必要である。</p> <p>広報媒体を活用した啓発について、内容の問い合わせがあるなど、農業者に対して注意喚起が図れた。</p>

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成28年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2,873 ha	— ha
課 題	違反転用者においては、農地法に関する知識が乏しく、違反であるという認識が薄い。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成28年度実績

実 績①	増減(B-①)
— ha	— ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	市ホームページ及び農業委員会だよりで、農地法の規定による許可申請の必要性を周知する。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ及び平成29年1月発行の農業委員会だよりで、農地転用許可制度の概要と申請の必要性、申請から許可までの手順等を紹介した。 転用申請を受理する際に、無断転用地の有無を確認し、該当がある場合は、追認申請を指導した。 農地パトロール等で無断転用地を発見した際に、所有者に対して解消指導を行った。
活動に対する評価	<p>広報媒体を活用した啓発活動により、転用申請の必要性が浸透している。</p> <p>転用申請等受理時におけるその他無断転用地の追認申請指導により、明らかに無断転用地は減少している。</p>

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 88 件、うち許可 86 件及び不許可等 2 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請地が農地法の定義する農地であるか現地確認している。また、無断転用や荒廃農地の該当の有無、世帯状況、下限面積、営農計画を確認している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	定例会において審議し、許可している。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	86 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	2 件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録をホームページに掲載し、窓口でも閲覧可としている。			
	是正措置	平成28年度より議事録をホームページに掲載している。			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から15日	処理期間(平均)	15日
	是正措置	平成28年度より毎月5日申請締め切り、20日頃に定例会において審議し、許可している。			

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 146 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	書類審査及び現地確認を行っている。			
	是正措置	申請地の農業委員による現地確認を行う。			
総会等での審議	実施状況	毎月20日頃に定例会で審議している。			
	是正措置	申請地の農業委員による現地の状況等について説明を求める。			
審議結果等の公表	実施状況	議事録をホームページに掲載し、窓口でも閲覧可としている。			
	是正措置	平成28年度より議事録をホームページに掲載している。			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 15 日	処理期間(平均)	15 日
	是正措置	平成28年度より毎月5日申請締め切りで、書類審査及び現地確認を行い、毎月20日頃に開催する定例会で審議し、許可相当と認めたものを意見書を付して県へ進達している。			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		23 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		12 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		8 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		5 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		3 法人
	提出しなかった理由	報告義務の怠慢	
	対応方針	定期的に提出勧奨する	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況	-	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 916 件 公表時期 平成29年 1月 情報の提供方法: ホームページ及び農業委員会だよりに掲載し、窓口でも配布している。
	是正措置	-
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 1,436 件 取りまとめ時期 平成29年 3月 情報の提供方法: 議事録をホームページに掲載し、窓口でも閲覧可としている。
	是正措置	-
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 2,873 ha
		データ更新: 基本情報の整備として、年1回(5月)に住民基本台帳及び固定資産台帳とのシステム連携により更新している。農地の権利移動や転用等の情報は、随時更新している。
	是正措置	公表: 農地情報公開システム(全国農地ナビ)で公開している。

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

<p>農地利用最適化等に関する事務</p>	<p>〈要望・意見〉 遊休農地所有者に対する指導方法について、文書通知だけではなく、直接会って指導し、再発防止に取り組んでいただきたい。</p> <p>〈対処内容〉 農地利用最適化推進委員及び農業委員による戸別訪問指導を実施している。</p>
<p>農地法等により その権限に属された事務</p>	<p>〈要望・意見〉 残存小作地の合意解約を進めるにあたり、相続関係人全員の署名等が得られないので、その仕組みを緩和していただきたい。</p> <p>〈対処内容〉 相続関係人全員の同意が必要であることを説明し、書類を整えていただいている。</p>

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 4 件

<p>提出先及び提出した 意見の概要</p>	<p>平成28年7月、農業委員から意見を聴取し集約した内容を、香川県農業会議経由で香川県に提出した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農道拡幅等の簡易整備に対する補助制度の拡充による受益者負担の軽減 2 認定新規就農者になるための要件緩和 3 経営所得安定対策交付金の単価引き上げ 4 未婚者の結婚に向けた誘発を行う組織の設立とそれに対する支援
----------------------------	---

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している